

## ～よくある質問と回答（FAQ）～

Q1. 市外に住んでいますが、入会できますか。

A1. 市外在住であっても、市内の小学校に通学している児童であれば、入会することができます。

Q2. 入会決定は先着順ですか。

A2. 先着順ではなく、選考にて入会者を決定します。

定員を超える申請がある場合、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の状況などを考慮して入会児童を決定します。

Q3. 就労していませんが、児童クラブは利用できますか。

A3. 就労以外にも求職活動や保護者の疾病や障がい、就学、家族の看護・介護などでも利用できます。

ただし、求職活動申立書や入会要件申立書の提出が必要となります。

Q4. 土曜日だけの勤務ですが、入会できますか。

A4. 就労時間が8時～18時の時間帯であれば入会できます。

今のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員以上の申請があった場合、勤務日数が少ない等については、待機となることがあります。

なお、就労のない日については、できるだけご自宅での保育をお願いします。

Q5. 長期休業中のみの利用はできますか。

A5. 定員に満たない場合に限り、利用することができます。

また、希望のクラブが受入上限人数を満たしており入会できない場合は、空きのある他のクラブへ入会することも可能です。（校区外も可。）

Q6. 出産後に産休に入りますが、利用できますか。

A6. 産前は出産予定日より遡って2ヶ月前の月の初日から、産後は出産日から2ヶ月を経過した月の月末まで利用できます。

提出書類として、入会要件申立書及び母子健康手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写しを提出してください。

産後は、母子健康手帳（出生届出済み証明のページ）の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

Q7. 現在、育休中です。入会申請はできますか。

A7. 育休期間中は入会することはできません。

ただし、育休からの復帰日以降についての入会申請をすることは可能です。

Q8. 現在、就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A8. 内定の証明がもらえる場合は、その写しを申請書に添付してください。

内定の証明がもらえない場合は、就職活動申立書を提出した上で、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。

なお、入会日より3ヶ月以内に提出がない場合は退会となりますので、ご注意ください。

Q9. 現在は13時までの勤務ですが、17時までの勤務に変更になるため、入会申請します。現在の勤務先では、13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A9. 勤務先で就労証明書の空いているスペースに「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」等の記載をいただければ結構です。

この場合、入会後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。

Q10. 郵送での申請はできますか。

A10. 可能です。ただし、年度当初からの利用予定の場合は、できる限り受付期間内に市役所に届くように提出してください。

Q11. 証明者・保護者の印は必要ですか。

A11. 押印は必要ありません。